

【談話】

医療・介護総合法案の参議院厚生労働委員会での採決強行に強く
抗議し、本会議での否決を求める

2014年6月17日
全国保険医団体連合会
会長 住江憲勇

本日、参議院厚生労働委員会において、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（以下、医療・介護総合法案）は、全野党による審議継続の要求にもかかわらず、与党による採決が強行され、可決された。医療・介護総合法案を巡っては、参議院に送付されてから次々と法案の不備が明らかになったにもかかわらず、政府・与党による成立ありきの強引な国会運営が行われた。これは、議会制民主主義への重大な挑戦であって、まずはこの点について強く抗議するものである。

医療・介護総合法案は、医療法や介護保険法など19本もの重要法案を一括するという異常なものであったにもかかわらず、参考人質疑や公聴会をのぞくと、衆議院では28時間、参議院では27時間しか審議が行われなかった。

このような短時間の審議の中でも、訪問・通所介護の自治体移管によって、必要とする専門的介護が受けられなくなる、強引な医療提供体制の再編によって、医療現場に混乱をもたらしかねないなど、法案の問題点が次々と明らかになった。特に参議院では、厚生労働省が作成した資料の誤りなどが続き、審議がたびたびストップした。6月10日の厚生労働委員会では、介護保険の利用料引き上げの根拠とされたモデル世帯の消費支出データをめぐって、厚生労働大臣が、支出を引いても「約60万円残る」ので負担は可能というこれまでの説明を全面的に撤回する事態となった。この一事だけをとっても、法案の根拠が破綻していることは明らかである。

そもそもこの法案の内容は、効率化の名の下に患者を入院から在宅へ、施設から地域へと押し出して、安上がりの医療・介護を押し付ける内容となっている。同法案に則って行われる施策により、医療難民・介護難民がさらに生み出されるのではないかとの懸念の声が国民各層に急速に広まっており、さらなる徹底審議が求められている。

医療・介護総合法案は少なくとも衆議院に差し戻されるべきであり、当会としては、医療・介護総合法案の参議院本会議での否決を求めるものである。

以上